

# 水レタ Water Letter

Kasuga-Nakagawa Waterworks Bureau



## 更なる節水をお願いします。

—蛇口を5秒閉めると1リットルの節水—

筑後川流域では令和7年9月以降、月間降水量が6ヶ月連続で平均を下回っており、筑後川水系の主なダムの貯水率は10%を切っています。

企業団を含む福岡都市圏の水道水の約3分の1は、筑後川の水から賄われています。しかし、その水道水を供給する福岡地区水道企業団は、少雨の影響を受け筑後川からの取水制限が、令和8年2月14日より30%から55%へ強化されました。これに伴い、当企業団も同日より福岡地区水道企業団からの送水制限がさらに強化されました。

現在、減圧給水強化を行っていますが、この状況が続けば、断水となる可能性もあります。今一度、一人ひとりが節水に心がけていただくようお願いします。



▲枯渇している寺内ダム(福岡県朝倉市)

問い合わせ先 総務課 TEL 571-7001 / FAX 574-4960

水レター 第100号 (令和8年3月1日発行)

発行：春日那珂川水道企業団 編集：総務課 〒816-0804 福岡県春日市原町2-30-2

### ご家庭でできる節水行動

- #### 洗面

  - 歯みがき コップに水をくんで口をゆすぐ。
  - 手洗い 蛇口をこまめに開閉する。
- #### 台所

  - 食器洗い
    - ・食器は汚れをふき取って洗う。
    - ・食器はまとめて洗う。
    - ・水を流しっぱなしにしない。
- #### お風呂

  - 浴槽 必要な分だけをためる。
  - シャワー こまめに開閉する。
- #### トイレ

  - 大小を使い分ける
  - 水を何度も流さない
- #### 洗濯

  - まとめ洗いをする
  - 浴槽の残り湯を再利用する
  - 汚れ量に応じてコースを選ぶ

— 節水へのご協力 ありがとうございます —

問い合わせ先 総務課 TEL 571-7001 / FAX 574-4960

### 検針日等のお知らせ

	期	メーター検針期間	口座振替日	納付書納期限	検針地区
奇数月検針地区	6期(2・3月)	3月21日(土)~月末	4月30日(木)	4月30日(木)	春日市給水区域のうち桜ヶ丘、日の出町、須玖北、須玖南、岡本、弥生、小倉、小倉東、原町、春日、大谷、伯玄町、若葉台西、若葉台東、ちくし台、紅葉ヶ丘西、紅葉ヶ丘東、昇町、大和町、宝町、光町、千歳町、春日原東町、春日原南町、春日原北町、春日公園、惣利、平田台
	1期(4・5月)	5月21日(木)~月末	6月30日(火)	6月30日(火)	
	2期(6・7月)	7月21日(火)~月末	8月31日(月)	8月31日(月)	
偶数月検針地区	1期(3・4月)	4月21日(火)~月末	6月1日(月)	5月31日(日)	春日市給水区域のうち塚原台、下白水、星見ヶ丘、下白水南、下白水北、大土居、松ヶ丘、上白水、白水池、一の谷、泉、白水ヶ丘、天神山
	2期(5・6月)	6月21日(日)~月末	7月31日(金)	7月31日(金)	
	3期(7・8月)	8月21日(金)~月末	9月30日(水)	9月30日(水)	那珂川市給水区域

メーター検針は、土、日、祝日も行っています。なお、天候等により、検針日が多少前後することがありますので、あらかじめご了承ください。また、検針期間中はメーターの上に物を置かない、犬を飼っている場合はメーターから離れた場所につなぐ等、検針のしやすい環境づくりにご協力ください。

口座振替をご利用の場合は、振替前日までに残高不足とにならないよう確認していただき、納付書でのお支払いの場合は納期限内でのお支払いをよろしくお願いいたします。

問い合わせ先 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988

## 引越しに伴う水道のお手続きをお願いします

春は就職や進学、転勤などで引っ越しが多いシーズンです。引越しの間際になって慌てないように、余裕を持ったお手続きをお願いします。

### 🏠 使用中止の手続き

引っ越しの3～4日前までに、水道使用量のお知らせ等に記載されている「お客様番号」並びに「転居日」、「転居先の住所」、「支払方法」を料金課へご連絡ください。



### 🏠 使用開始の手続き

水道を使用される3～4日前までに、料金課へご連絡ください。転居先に透明の袋に入った「水道使用開始届」を置いてありますので、必要事項をご記入のうえ、郵便ポストへ投函してください。  
※「水道使用開始届」がない場合は、お手数をおかけしますが料金課までご連絡ください。

※3階建て以上のマンション等で、企業団から直接お客さまへ水道料金等を請求していないところは、企業団への水道使用開始・中止・休止のお手続きは不要です。

### 引っ越しシーズンはインターネットでの手続きがオススメです!

3月、4月のお手続きは電話が混み合っつながりにくい場合があります。24時間利用可能なインターネットでの手続きがオススメです。詳しくは企業団ホームページをご覧ください。



企業団ホームページ▲

お急ぎの方は、**料金課 (092-571-7002)**までお電話にてお申し込みください。

### こんなときもお知らせください!

- ・長期間の入院や出張等で水道の使用を休止したいとき
- ・水道使用者の名義が変わったとき
- ・納付書等の送付先が変わったとき

問い合わせ先 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988

## 令和8年第1回議会定例会議決結果

2月6日、9日に行われた令和8年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会の議案及び議決結果は、次のとおりです。議事録は準備が出来次第、企業団ホームページに掲載します。  
次回の議会定例会は、10月22日、23日に開催予定です。

議案第1号	職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	賛成多数
議案第2号	令和7年度水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決	全員賛成
議案第3号	令和8年度水道事業会計当初予算	原案可決	全員賛成
議案第4号	監査委員の選任	同意	全員賛成

※一般質問はありませんでした。

問い合わせ先 総務課 TEL 571-7001 / FAX 574-4960

## 令和8年度予算

水道事業の運営は、地方公営企業法に基づき独立採算制をとっており、お客さまにお支払いいただく水道料金収入を主な財源としています。

会計処理は、「収益的収支予算」と「資本的収支予算」の2本立てとなっており、どちらも税込み表示としています。また、( )内の数値は前年度予算対比での増減率を表しています。

### 収益的収支(消費税込み)

水道水をつくり、ご家庭に届けるために必要な経費とその財源です。

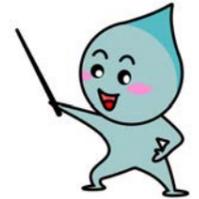
その他収入 1億3,023万円(0.8%増)	収支差引額 1億5,705万円(21%減)
長期前受金戻入 2億2,919万円(7%減)	減価償却費等 10億2,904万円(0.5%減)
加入負担金 1億5,519万円(7%減)	支払利息 6,623万円(2%増)
水道料金 26億72万円(2%増)	人件費・施設管理費等 5億5,666万円(0.1%増)
	送水費 2億16万円(26%増)
	受水費・浄水費 11億619万円(2%増)
収益的収入 31億1,533万円(0.5%増)	収益的支出 29億5,828万円(2%増)

### 資本的収支(消費税込み)

水道施設の新設や改良をするために必要な経費とその財源です。

### 令和8年度の主な事業

- ・浄水場施設更新工事
- ・配水施設整備事業(新設管布設及び老朽管更新)



収支不足額 12億5,723万円(3%増)	その他事業費 8,550万円(4%減)
	出資金 5,257万円(39%増)
	企業債償還元金 4億3,310万円(6%減)
	庁舎及び関連設備費 71万円(前年度0)
資本的収入 3億6,059万円(3%増)	配水施設整備費 7億9,934万円(4%増)
	出資金 5,257万円(34%増)
	工事負担金 802万円(13%減)
資本的支出 16億1,782万円(3%増)	企業債 3億円(増減なし)
	水源・浄水場施設整備費 2億4,660万円(13%増)

収益的収支の支出には、減価償却費のように現金支出を伴わないものがあり、これらは企業団内部に留保されます。資本的収支における収支不足額は、このような留保資金等で補てんされます。

収益的収支の収支差引額は消費税込みでの差引額です。消費税抜きでの差引額である純利益は、5,889万円を予定しています。

収益的収支における長期前受金戻入とは、固定資産の取得にあたり財源となった補助金等のうち、当該年度の減価償却費に対応する額を収益化するものです。会計処理上の収益であり、外部からの現金収入はありません。

お問い合わせ先 総務課 TEL 571-7001 / FAX 574-4960